

※本書類は提出不要です

ワンストップ特例申請書と確認書類の添付について

太枠内の記載内容に誤りがないかをご確認ください。
誤りがある場合は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。

該当寄附の申請書を既にご提出済みの場合は、
ご提出いただく必要はございません。

令和□年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書			
※印字されている内容に誤りがないか確認し、違う場合は二重線で消し、訂正してご使用ください。			
提出日 令和 年 月 日 ふるさと市長 殿		整理番号	202006029130
自治体名を ご確認ください。	住所 (住民税が 課税される 住所)	フリガナ	キフシャ タロウ
	7654 〒 123-4567 ふるさと県 サンプル通 きふ町サンストップ通 1-1-1	氏名	寄附者 太郎
電話番号	個人番号	昭和〇〇年△月△日	
09000000000			

寄附をした翌年1月1日時点の住民税課税住所が記載されていることをご確認ください。

内容に間違いがあった場合は訂正箇所に二重線を引いて訂正してください。

※1 この修正による、返礼品の配送先変更や書類の送付先変更是お受けできませんのでご注意ください。

返礼品の配送先変更や書類の送付先変更をご希望の方は、別途ご連絡ください。

※2 記載された住所の市町村に対し、自治体から税額控除のために通知を行います。

第五十五号

押印は不要です。

個人番号(12桁)を
ご記入ください。

則第二条の四関係

（個人番号欄には、もともと個人番号が記載されている場合は、該当する欄の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人

「特例控除対象寄附金」という。）について、同法の適用を受けようとするときは、下の欄に

該当する事項を記載して下さい。

（各号のいずれかに該当する場合には、申告特例に該当する場合は、申告特例に該当する。）について申告の特例の適用は受けられない

事項を記載した確定申告書又は市町村民税・

寄附金額

10,000円

確定申告をされない方は
チェックをお願いします。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である

（注）地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。

① 地方団体に対する寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者は同法第121条（第1項ただし書きを除く。）の規定の適用を受ける者

② 地方団体に対する寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）をしない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である

（注）地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者は、当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を行なう場合に申告の特例の適用を受けるための申請を行う

寄附をした自治体が5自治体以内の方はチェックをお願いします。

ワンストップ特例申請書 5つの注意点

1	オンライン申請や、当該寄附の申請書を既にご提出済みの場合、再提出は不要です。 ※すでに、各ポータルサイトや自治体マイページにてオンライン申請済みの方や、ご自身で書類をダウンロードし郵送済みの方は、本書類同封の申請書の提出は不要です。
2	申請書の記載内容に誤りがある際は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。
3	自治体名をご確認ください。 ※他自治体宛の申請書では受付することができません。
4	確認書類は正しい組み合わせでご用意ください。 ※必ず個人番号確認書類1種類、本人確認書類(写真付きなら1種類、写真なしなら2種類)の提出をお願いします。 ※住民票を個人番号確認書類として提出する場合、マイナンバーの記載された住民票をご準備ください。
5	切り取った確認書類は、めくれないようにテープ、又はのりで貼り付けてください。 <u>個人番号確認書類の場合</u> ：必ず個人番号が表記された面を表にして貼り付けてください。 <u>本人確認書類の場合</u> ：必ず氏名・生年月日が表記された面を表にして貼り付けてください。

カンタン！提出書類確認チャート

マイナンバーカードをお持ちですか

はい

いいえ

A

1.マイナンバーカード（コピー）（両面）

個人番号確認書類

マイナンバーカード（コピー）（裏面）

ICチップが付いています



マイナンバーが記載されています

本人確認書類

マイナンバーカード（コピー）（表面）

顔写真が付いています



「個人番号カード」と記載されています

公的機関発行の
顔写真付き
本人確認書類
をお持ちですか

はい

- ・運転免許証
- ・パスポート
- ・身体障害者手帳
- ・在留カード
- ・療育手帳
- ・特別永住者証明書
- ・精神障害者保健福祉手帳

いいえ

B

1.マイナンバー通知カード（コピー）もしくは住民票（マイナンバー記載あり）（写し） 2.免許証（コピー）もしくはパスポート（コピー）等の顔写真付き書類

個人番号確認書類

マイナンバー通知カード（コピー）もしくは
住民票（マイナンバー記載あり）（写し）

緑の文字で「通知カード」と記載されています



マイナンバーが記載されています



本人確認書類

免許証（コピー）もしくは
パスポート（コピー）等



写真がある面をコピーしてください

C

1.マイナンバー通知カード（コピー）もしくは住民票（マイナンバー記載あり）（写し） 2.年金手帳及び資格確認書など自治体が認める公的書類2点以上のコピー

個人番号確認書類

マイナンバー通知カード（コピー）もしくは
住民票（マイナンバー記載あり）（写し）

緑の文字で「通知カード」と記載されています



マイナンバーが記載されています



本人確認書類

年金手帳及び資格確認書など
自治体が認める公的書類2点以上のコピー

2点以上 必要になります



※「2」に該当する本人確認用書類は、納税証明書、印鑑登録証明書、母子手帳、年金手帳などです。

※令和2年5月25日のマイナンバー通知カード廃止に伴い、現在は通知カードに記載された氏名、住所などが住民票に記載されている事項と一致している場合に限り、通知カードを個人番号確認書類としてご利用になれます。

※マイナンバー通知カードや免許証の裏面に、住所変更などの追記がある場合には、裏面のコピーも提出してください。姓変更時の氏名の確認、申請書の住所に明らかな欠損等があった際の確認に利用します。

※発行済の各種保険証は、経過措置期間内（2025年12月1日まで）に自治体に到着したものに限り、本人確認書類としてご利用いただけます。2025年12月2日以降は、本人確認書類としてはご利用になれません。

書類不備 及び ワンストップ特例受付完了の通知について

「書類不備」及び「ワンストップ特例受付完了通知」については、寄附申込時に登録されたメールアドレス、もしくは書面にて通知します。

ドメイン「@do-furusato.com」からのメールを受け取れるよう設定をお願いします。

書類不備の場合は、ワンストップ特例は適用されませんので、できるだけ早くご返送いただきますようお願いいたします。